様式第2号(その2)(第13条第2項関係)	特定個人情報用			
	(表)	年	月	日
保有個人	報開示請求書	,	, <b>,</b>	
国立大学法人長崎大学    殿				
	ふ り が な 氏 名:			
	住所又は居所:			
<u> </u>	住所又は店所、 $TEL$	(	)	
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に	闘する法律第13条第1項の≠	規定に基~	づき, T	「記のと
おり保有個人情報の開示を請求します。			•	
	記			
1 開示を請求する保有個人情報(具体的に料	としてください。)			
2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は付	意です。)			
ア又はイに○印を付して下さい。アを選択	た場合は、実施の方法及び希	望日を記	載して	こくださ
<i>۷</i> ۰.				
ア事務所における開示の実施を希望する。				
〈実施の方法〉 □ 閲覧 □ その他 (	□ 写しの交付			)
《実施の希望日》 年 月				)
イ 写しの送付を希望する。				
2 十一加到事将然				
3 本人確認書類等				
ア 開示請求者 □本人 □法定代理	□任意代理人			
イ 請求者本人確認書類   □運転免許証 □健康保険被保険者証				
□個人番号カード又は住民基本台帳カー	(住所記載のあるもの)			
□在留カード、特別永住者証明書又は特		·国人登録	:証明書	<u></u>
□その他(	)			
※ 請求書を送付して請求をする場合には、				
ウ 本人の状況等 <u>(法定代理人又は任意代理</u>				
(ア)本人の状況 □未成年者( 年 □任意代理人委任者	月 日生) □成年	<b>丰被後見</b> 力		
(ふりがな)				
(イ) 本人の氏名		<u></u>		
(ウ) 本人の住所又は居所				
エ 法定代理人が請求する場合,次のいずれ		ださい。		
請求資格確認書類  □戸籍謄本 □登	事項証明書 □その他(		)	
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を	出してください。			
請求資格確認書類  □委任状				
(※以下は記入不要)				
受理年月日 年 月 日	受付担当者			
決 定 期 限 年 月 日	整理番号		_	

件

円

開示請求手数料

300円×

## 【記載に当たっての注意事項】

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお, 法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。) による開示請求の場合には, 代理人の氏名, 住所又は居所, 電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法,事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法について、法人文書や個人情報ファイルによっては希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 「本人確認書類等」

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書これらの書類とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状の提出が必要ですので、事前に個人情報開示請求窓口(電話番号095-819-2007)までお問い合わせ下さい。

5 開示請求手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。 納付の方法は、以下のとおりです。

(1) 現金による納付

保有個人情報開示請求書とともに本学文書閲覧室(個人情報開示請求窓口)に持参して下さい。

(2) 銀行口座への振り込みによる納付

銀行振込の手数料は、請求者の負担となります。

銀行振込の場合には、保有個人情報開示請求書に領収証書を添付して下さい。保有個人情報 開示請求書受付後、写しとともに返戻します。

## (3) 郵便為替による納付

郵便為替による場合は、保有個人情報開示請求書とともに郵送するか、又は本学文書閲覧室 (個人情報開示請求窓口)に持参して下さい。

その他,手数料の免除を受けようとする場合や,開示請求手数料の銀行振込等の手続については,個人情報開示請求窓口(電話番号095-819-2007)までお問い合わせ下さい。